

○神奈川県警察鑑識代行員運用要綱の制定について（概要）

（平成5年3月15日例規第10号／神鑑発第154号）

最終改正 平成12年8月30日例規第32号

この通達は、鑑識活動の充実強化を図るため、鑑識係員の業務を代行する鑑識代行員の運用について必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

- 任務、指定及び運用
- 教養
- 経験者等の把握と運用

等である。